

一般競争入札における工種別発注基準

工 種	対 象 設 計 額	発 注 基 準
トンネル工事	2 億円以上 5 億円未満	単体（県内）
	5 億円以上 1 2 億円未満	J V（県内 2 社）
	1 2 億円以上 特定調達契約の適用基準額※未満	J V（県内又は準地域内 1 社＋県内 2 社）
一般建築工事	2 億円以上 5 億円未満	J V（県内 2 社）
	5 億円以上 特定調達契約の適用基準額※未満	J V（県内 3 社）
電気工事	2 億円以上 5 億円未満	J V（県内又は準地域内 1 社＋県内 1 社）
	5 億円以上 8 億円未満	J V（県内又は準地域内 1 社＋県内 2 社）
	8 億円以上 特定調達契約の適用基準額※未満	J V（県外又は県内 1 社＋県内又は準地域内 1 社＋県内 1 社）
管工事	2 億円以上 3 億円未満	J V（県内又は準地域内 1 社＋県内 1 社）
	3 億円以上 5 億円未満	J V（県外 1 社＋県内又は準地域内 1 社）
	5 億円以上 特定調達契約の適用基準額※未満	J V（県外 1 社＋県内又は準地域内 1 社＋県内 1 社）

(注)

※特定調達契約の適用基準額：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額をいう。

県 内：主たる営業所（建設業法施行規則（昭和 2 4 年省令第 1 4 号）第 2 条第 1 号に規定する許可申請書に記載する営業所。以下同じ。）を島根県内に有する者をいう。

県 外：主たる営業所を島根県外に有する者をいう。

準地域内：県外業者のうち建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）に規定する営業所を島根県内に有することについて知事の認定を受けた者をいう。

ただし、電気工事業及び管工事業にあつては、審査要綱第 3 条の規定に基づき知事が認定した日に島根県

内市町村に住民登録されており、当該業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（1級又は2級電気工事施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士）を島根県内の営業所に10名以上配置していることについて知事の認定を受けた者をいう。